

## 法定任務Ⅰ 金融機能の安定

### 基本目標Ⅰ－１ 金融機関が健全に経営されていること

重点目標	I－１－（１） 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること
政策	I－１－（１）－① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 I－１－（１）－② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

#### 【評価結果の概要】

金融機関の健全経営については、主要行、地域銀行ともに自己資本比率が前年同期比で上昇しています。不良債権比率についても、主要行では、「金融再生プログラム」の半減目標を達成した17年3月期の2.9%からさらに低下し、19年3月期には1.5%となりました。地域銀行についても、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取組みが着実な進展を見せる中で、17年3月期の5.5%から19年3月期には4.0%にまで低下しています。

効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施については、上記のとおり金融機関の健全化が進展し、その自主的・持続的な取組みによる経営力強化が図られる中、19年3月期から実施されたバーゼルⅡをはじめとする各種リスク管理に関するルールの整備に努めてきましたが、今後も必要に応じてルールや基準の見直し、あるいはQ&Aの充実等を図っていく必要があります。

効果的・効率的な検査の実施については、利用者保護の徹底をはじめとする検査重点事項を掲げた検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したほか、主要行については、19年4月1日より「金融検査評定制度」を施行に移しました。今後も、様々な金融環境等の変化に的確に対応し、検査能力・技術の更なる向上を図ることで、適正かつ実効性のある検査に努める必要があります。また、金融検査評定制度については、20年1月の全面的な本格施行に向けて、データやノウハウを引き続き蓄積するとともに、検査官の目線の統一を図る必要があります。